

学術リポジトリと著作権

静岡社会健康医学大学院大学学術リポジトリでは、大学の研究・教育活動の成果物を電子形態で収集・登録・保存し、学内外へ公開することを通して研究・教育活動の発展に寄与するとともに、社会に貢献することを目的としています。

- ・リポジトリ登録時には、サーバ上に電子ファイルが複製されます。(複製権)
- ・リポジトリに登録されたファイルは不特定多数に送信が可能となります。(公衆送信権)

このことから、研究成果物をリポジトリに登録・公開するために著作者から著作権の許諾を得ることが必要です。

また、著作権は譲渡可能な権利であるため、著作者が著作権者とは限りません。複数の権利者が存在する場合があります。

- ・著作者が著作権を保有している場合は、著者の許諾のみで登録できます。
- ・共著者がいる場合には全員の同意を得る必要があります。
- ・学術雑誌へ投稿した論文の著作権を学会や出版社へ譲渡している場合は、出版社に確認を取る必要があります。

* 著作物をリポジトリに登録しても、著作権の所在は変わりません。著者にある場合は著者、出版社にある場合は出版社のままです。ただし、リポジトリとして形成させたデータベースの著作権は本学にあります。

